平成２４年（フ）第１４６号
岐阜県多治見市喜多町１丁目92番地の１　エスポワール97―105
債務者　工藤　英一
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　賢二
4　破産債権の届出期間　平成25年３月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月22日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第７号
岐阜県揖斐郡大野町大字中之元102番地２
債務者　髙橋まち子
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　　洋
4　破産債権の届出期間　平成25年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月24日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第３号
新潟市中央区関屋田町２丁目187番地１
債務者　田中　　昭
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　将之
4　破産債権の届出期間　平成25年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月12日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４号
新潟市西区松海が丘４丁目４番８号
債務者　青柳　　実
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　将之
4　破産債権の届出期間　平成25年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月12日午後１時35分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８号
新潟市北区太夫浜新町１丁目９番10号
債務者　森山　和明
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　将之
4　破産債権の届出期間　平成25年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月12日午後１時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１３５号
広島市安佐南区山本５丁目45番21―１号
債務者　すしわこと　長田　行二
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　紀史
4　破産債権の届出期間　平成25年２月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月26日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３１３号
広島県廿日市市物見西３丁目３番９号
債務者　日野　　愼
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　政治
4　破産債権の届出期間　平成25年２月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月26日午後４時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８号
宮崎市田野町甲2739番地12　エーボン90―102号
債務者　齊藤　　満
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三島里都子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月19日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４９９号
鹿児島県鹿児島市吉野町7124番地31
債務者　横川　和茂
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　　研
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４号
兵庫県養父市上箇448番地２　養父広谷上箇鉄筋団地301号室、前住所兵庫県養父市十二所903番地１　メゾン・ル・シエールＡ―２
債務者　松下　徳子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　貞夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月16日午後４時40分
5　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第３４４号
香川県東かがわ市三本松154番地17、住民票上の住所香川県東かがわ市三本松151番地３
債務者　料理・旅館冨の家こと　冨　　孝夫
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川﨑　達夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３４５号
香川県東かがわ市三本松1530―１　石原ビル２Ｆ冨武史方、住民票上の住所香川県東かがわ市三本松151番地３
債務者　冨　　修次
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川﨑　達夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月24日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第６９１３号
堺市北区南花田町129番地３
債務者　石貫　隆裕
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高坂佳郁子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月11日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７号
大阪市東住吉区湯里４丁目６番18号
債務者　新木　秀雄
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月11日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部